

Trends and Issues in Educational Practice
Research for the Transformation of Learners'
Moral Behaviour : A Systematic Review of
Previous Studies of Elementary, Middle and High
School Students

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-03-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 酒井, 郷平, 田中, 奈津子, 中村, 美智太郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00027904

学習者の道徳的行動の変容を目的とした教育実践研究の動向と課題

— 小中高生を対象とした先行研究のシステマティック・レビューを通じて —

酒井 郷平・田中 奈津子・中村 美智太郎

(東洋英和女学院大学国際社会学部) (静岡大学教育学部) (静岡大学教育学部)

Trends and Issues in Educational Practice Research for the Transformation of Learners' Moral Behaviour:

A Systematic Review of Previous Studies of Elementary, Middle and High School Students

Sakai Kyohei, Tanaka Natsuko and Nakamura Michitaro

Abstract

Since moral education became a subject in Japanese school education, there have been a lot of discussions about what children should acquire through it. In particular, how to change children's behaviour in "contemporary issues". The purpose of this study is to review previous research on the transformation of children's moral behaviour, clarify the principal relationship between morality and behaviour, consider the existence of contemporary issues concerning morality and behaviour, and obtain suggestions for future education and research that deal with the transformation of moral behaviour. To achieve this purpose, the study draws out the current status and issues of moral guidance that promote behavioural change. In addition, it sheds light on student guidance to examine the diversity of guidance and normative awareness that promote behavioural change. It also examines the possibility of a moral education theory through a discussion on ethics. Based on the above, issues in moral education and the relationship between morality and behaviour were positioned and analysed in relation to the courses of study. The authors conducted a CiNii article search, extracted previous studies on morality and behaviour, and categorised and analysed them. The results of the analysis showed that recent trends in practical research that deal with moral behaviour are strongly related to the courses of study at schools, and a few practices target junior high school and high school students.

キーワード： 道徳教育 行動変容 規範意識 現代的な課題 システマティック・レビュー 学校教育

はじめに

道徳教育の観点からみて学習者の行動がいかに変容するかを扱うことは、現代的な教育課題としても重要な論点のひとつである。ここでの「行動」は、厳密には「行為」と区別される術語である。例えば、M. ウェーバー(1987)は社会学の役割を説明する文脈において、「行為(Handeln)」を「行為者または諸行為者がそれに主観的な意味を結びつけるとき、かつその限りでの人間行動」と規定し、「行動(Verhalten)」と区別している。この規定に従えば、「行動」は、「それが外的または内的な行ないであっても、不作為または忍容であっても問題ではない」と付記されている通り、「行為」の上位概念であり、それを包括するものと考えることができる。本論文ではこれらの概念を厳密に区別した検討を行わないが、道徳教育においても、人間における内面性と、適法性が問題となるようなケースを含めた外面性とに区別しながら、様々な教育方法が模索されている。内面性と外面性のどちらに重きを置くかは教材の性質に依るが、教材としても、ウェーバーが言及するような「行為者」が「主観的な意味」と関連付ける「行為」をめぐる

状況を題材とするものも少なくない。

道徳的な行動変容の契機となるものとしては、道徳的諸価値を学ぶことや道徳的なテーマについて思考することに加えて、道徳的な主題を扱うディスカッションが考えられる。この視点から、例えば「特別な教科道徳」(以下「道徳科」)においても「考え、議論すること」が重視されている。具体的な授業方法としては、例えば「討議による道徳授業論」が実践と検討が重ねられてきた。討議による合意形成を目指すという「討議による道徳授業論」は、従来の価値の伝達とその内面化という伝統的アプローチとは異なり、児童生徒が価値を新たに創造したり、より優れた価値について合意したりするというもので、その討議自体が、質の高い多様な指導方法として挙げられる「問題解決的な学習」や新学習指導要領の理念である「主体的・対話的で深い学びの実現」に資するものと考えられる。また、評価の観点からは討議により新たに創造された、あるいはよりよいと認められた価値規範を把握できるということが重要である。なぜなら、これにより大人・教師と子ども・児童生徒の間に存在する価値規範に対する差異を認識する機会が確保され、正当な評価を行うための有効な手立てを獲得する可能性が生じる

からである。

「討議による道徳授業論」で目指されるコミュニティの変容は、合意形成された価値規範に子どもたちが自ら従い行為する行動変容により実現されるものと考えられるが、この点については留保が必要である。話し合いによって承認された規範に基づく行為は、外部からの働きかけがなくても子どもたちが自然に振る舞うものと想定されているが、子どもたちが互いに承認した規範であれば自律的に行動も促進されるのかという点については疑問の余地がある。道徳的行動は「よい」と理解していても実行に移せない点に課題があるとされ、そのため、従来の心情理解中心の指導法ではなく、道徳に関わる体験的な活動の導入などが推奨されている。規範の理解と実際の行動までの隔たりを埋める役割は一定程度必要であろう。したがって個人がコミュニティの一員であることを自覚し、討議の仕方や公共性を意識することをこの授業方法で達成した上で、そのような個人が望ましい行動を取るための行動変容に焦点を当てた教育実践もさらに求められることになると言える。

そこで、本論文では行動変容を目指す道徳教育が現在どの程度実践されているのかを調査することを目的とする。特に、『学習指導要領』で言及されている「現代的な課題」に関する取り組みに注目したい。道徳教育における行動変容に関する先行研究を概観することで、学校種やテーマにどのような傾向があるか明らかにし、今後の道徳教育の在り方や実践を改善する際の手がかりとすることを目指したい。こうした問題意識に基づき、本論文では、次の手順で考察を行う。まず第一節では、行動変容を促す道徳指導の現状と課題を描出する。この抽出を通じて、道徳教育における評価や指導上の工夫といった課題を確認し、あわせて生徒指導にも光を当てながら行動変容を促進する指導と規範意識の多様性を考察しつつ、討議倫理学に基づいた討議による道徳授業論の可能性について言及する。続く第二節では、道徳と行動の関係を学習指導要領に視点を置きながら位置付ける。この位置付けと分析から道徳教育上の課題を確認していく。第三節では、研究動向のシステマティック・レビューを通じて「道徳と行動」に関わる先行研究を網羅的に収集し、動向を分析する。これらの考察を踏まえ、最後に、道徳と行動の原理的な関係性を明らかにしながら、道徳と行動をめぐる現代的な課題のありかを考察し、今後の道徳的行動の変容を取り扱う教育と研究について一定の示唆を得たい。

1. 行動変容を促す道徳指導の現状と課題

1. 1 道徳教育の課題——評価と指導の工夫

2013年の道徳の時間の教科化を契機に、その是非も含め、道徳教育について改めて様々な観点から検討

がなされてきた。例えば、上地(2015)は、道徳教育の歴史を振り返り、教科化の経緯と主旨を確認した上で、教科化のねらいのひとつである道徳授業の改善は、道徳の時間特設以来のものであることを指摘し、そのためにシティズンシップ教育が示唆を与えているとしている。このように、新しい道徳教育の課題としては従来から積み残されてきたものがある一方、新たに取り組むべきものもある。

2014年の中央教育審議会による答申「道徳に係る教育課程の改善等について」では、新しい道徳教育の7つの基本的な考え方として、目標の明確化や、内容の発達段階をふまえた体系的なものへの改善などが提示され、中には、多様で効果的な指導方法への改善といった、道徳教育が学校制度に導入されて以来の課題も含まれている。それに対し、検定教科書の導入や評価の充実といった、教科化されたことにより新たに生じた課題もある。

教科書については、副読本という位置付けであったものの2002年から『心のノート』(2014年に全面改訂され、『私たちの道徳』に改称)が採用されており、読み物資料を用いて授業を行うという基本的な方針は踏襲されていると考えられるが、評価については大きな変化であると言える。

道徳科の評価は、「児童(中学校では「生徒」)の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。」(文部科学省2018a:172, 2018c:158)とされている。評価の対象は学習状況や道徳性に係る成長の様子とされており、評価にあたっては、中学校の場合、「学習活動において生徒が道徳的価値やそれらに関わる諸事象について他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが重要である」(文部科学省2018d:112)とされている。つまり、「成長の様子」とは思考や理解の仕方が発展・深化していくことを指し、その変化・変容を把握して評価を行うということになる。

「成長の様子」は長期的な視点で個人内評価として見取ることとされ、そのための具体的な工夫として、学習の過程や成果などの記録を計画的にファイルに蓄積したものを評価に活用することや、生徒による自己評価・他者評価を採用することなどが挙げられ、それは評価の改善にも有効であるとされている(文部科学省2018d:113)。また、生徒が自らの成長を実感するための工夫も求められており、「授業開始時と終了時における考えがどのように変容したのかが分かるような活動を工夫すること」(文部科学省2018d:90)が主体的に道徳性を育むための指導として効果的である

とされている。

このように、教師だけでなく子どもも成長を実感でき、その有り様を評価し、指導方法の改善につなげることは道德教育の目標達成に即したものであり、子どもたちの成長を促す授業の開発と評価の工夫とは両輪の関係であることを意識し、道德教育における新旧の課題に同時に取り組まなければならないと考えられる。

1. 2 行動変容を促進する指導と規範意識の多様性

「成長を促す指導」は、『生徒指導提要』においても欠かせないものとされており、これとともに「予防的指導」「課題解決的指導」の3つが個人指導と集団指導における目的となっている。生徒指導もまた、子どもの行動変容を目指して行われる教育活動であるが、「成長を促す指導」は、とりわけ問題行動予防の観点から日常的に取り組むことが求められている（文部科学省 2010）。

「成長を促す指導」「予防的指導」「課題解決的指導」といった多層的な指導により行動変容を促進するものとして、応用行動分析理論に基づく支援が注目されており、そのひとつに PBIS (Positive Behavioral Interventions & Supports) がある。

近年アメリカで導入が進められている包括的アプローチのひとつである PBIS は、学校全体で行う生徒指導システムであり、「問題行動の減少、子ども本人の適応行動スキルの増加、そして子どもたちの QOL (Quality of Life) の向上を目指したもの」（池島・松山 2014）である。

長江・山崎ほか（2013）は PBIS を導入しているアメリカの小学校における実践の様子を報告している。イリノイ州のある小学校（Whiteley）では、「敬意を持つ・尊重し合う」「責任を持つ」「安全を保つ」といった児童生徒に期待される行動をポスターで学校内に掲示し、彼らが即座に確認できる環境整備が行われており、不適切な行動は色分けされたカードによって管理され、期待される行動・望ましい行動は何であるかを児童生徒が具体的に理解できるように配慮され、望ましくない行動が取られた場合や問題が生じた場合にはそれを教師が記録・把握し、改善を促す仕組みが整えられていたという。このとき、望ましい行動・望ましくない行動は教師によって決定されている。これは、PBIS の基礎となった PBS (Positive Behavioral Support 積極的行動支援) の理論にある、「望ましい行動は教わらなければならない、そして、練習をしなければならない」という特徴に示されるように、教師が行動を明確化・焦点化し指導するという仕組みになっているためであると考えられる。

一方、池島・松山（2014）は日本の学級でも取り組むことのできる「PBIS プログラム」を開発・実践している。日本においても規範意識の向上は学校教育に

おける重要課題であることから、児童が主体的に規範意識を向上させることを目標とし、「よい行動」とは何かを自分たちで考えさせ、それを実践し評価するというプログラムが実践された。ここでは、子どもの主体性を尊重し、学級の雰囲気を変えることで個々の変化を促すことが目的とされ、一定の成果が得られたとされている。

後者の実践では、行動だけでなく目標設定の主体も児童となっているが、このことは、価値が多様化する現代において「よさ」についても多様な捉えられ方があり、また、大人と子どもの間で規範意識に対する考え方にも差があることを考慮すると、然るべき対応であると思われる。

中学生の日常における行動基準の形成を調査した酒井・田中ほか（2020）によると、学校教育に携わる（携わろうとする）年長者は中学生の行動要因の基準を適正に捉えられていない可能性が浮かび上がった。行動変容を目指す道德教育では子どもたちの実態把握が不可欠であることを考えると、差異を認識した上で指導方法を改善していくことが重要であると言えるが、この価値規範に関する認識のズレを自覚することは、指導方法の改善のみならず、評価にとっても重要な意味を持つと考えられる。

鈴木（2016）は近年の道德教育の充実の動向において、価値規範の社会的相対性がほとんど無視されてきたことを問題視しているが、それを「行為の評価」という視点から説明している。

ある行為をどのように評価するかは、どのような文化を基準にしているかによって異なり、道徳性についても、評価される児童生徒がどのような価値規範をもつ社会に属しているかを考慮しなければならない。しかし、評価においては、評価する側、すなわち大人・教師が前提とする価値規範を基準に、評価される側、児童生徒の道徳性は決定され、児童生徒が自らの行為を道徳的と捉えるかどうかは重要視されない。評価者から「不適切＝反道徳的」とみなされる児童生徒は、不適切であると意識して行為しているのではなく、結果として評価者の価値基準を前提としないために「反道徳的な行為を行っているように見える（他者から評価される）」だけなのである。

ここで言及されている「評価」は「教育評価」に限定されるものではないが、子どもたちの道徳性を評価の対象とし、大人が子どもを評価するという基本的な構図も一致しており、道德科の評価にとって有益な観点であると言える。

鈴木は、普遍的・統一的な価値規範が想定し得ない現代において、児童生徒と教師の価値規範が一致することは当然とは言えないため、児童生徒の行動の是非を判断する場合には、彼らの背後にある価値規範を模索する必要があることを主張し、渡邊満の討議による

道徳授業論や、その基盤となったハーバーマスの討議倫理学が道徳教育にとって期待を集めていることを指摘している。

1. 3 討議倫理学と討議による道徳授業論

ハーバーマスは、当事者が自己の行為を調整し合意を目指して行う相互行為をコミュニケーション的行為とし、これを体系的に整理したものが討議倫理学である。このコミュニケーション的行為理論に基づき、討議を取り入れた道徳授業が考案され（渡邊 1993, 2000）、いじめ問題をはじめとする子どもたちを取り巻く諸課題を克服する道徳授業として研究・実践が蓄積されている（渡邊 2013, 中尾 2018）。この授業方法は「コミュニケーション的行為の理論に基づく道徳授業」あるいは「討議による道徳授業論」と呼ばれているが、「学級という社会において個々人が承認している約束事としての規範の正当性をより合理的なものへと高める学習活動を展開すること」（渡邊 2013, 45）が重視され、価値の伝達授業ではなく、真剣な議論や意見の調整、規範やルールへの承認、価値の共有ができる授業、いわば価値の創造をもたらす道徳授業に取り組むことが目指されている。

「討議による道徳授業論」の主軸である「話し合い」を成立させるものとして、ハーバーマスによる討議倫理学の3つの条件が援用されている。それは「ディスクール（討議）の原則」と「普遍化原則」、「理想的発話状況」であるが、これらに基づき、話し合いには当事者すべてが参加し、すべての構成員によって承認された規範は妥当性を持つものとされ、それに従わなければならないこと、また、その規範は全員にとって正しいもの（普遍性を持つ）であり、それに基づいた行為の影響を考え、責任を持たなければならないこと、そして、このような話し合いを実現させるためには、誰もが参加し、自らの意見を主張できるような環境を整えなければならないことを子どもたちに意識させることで話し合いが十分に機能するとされている。

以上のことから、「討議による道徳授業論」は、いじめのような問題に対して、学級というコミュニティをよりよいものへ整えていくことを第一義とし、そのためには構成員である子ども自らが課題に自覚的にならなければならない、さらに話し合いを通じて、個ではなく集団として取り組むという在り方がひとつの手立てであることを示している。コミュニケーション的行為の理論に基づく討議は、コミュニティの構成員すべてにとって普遍的な価値の創造をひとつの目的としているが、承認された価値にはそれを規範とする行為が伴うことが見込まれ、それによってコミュニティの変容をもたらされることになるのである。

ところで、行為と価値について、渡邊は次のように

述べている。

「今日のわが国の道徳教育、特に道徳の授業は、『価値』が先に登場してきて、後で行為や行動を考えるような展開を取ることが多い。これは逆であろう。行為や行動、すなわち社会生活の実際が先にあって、なぜそのような行為や行動をするのか、どうしてそうしなければならないのか、あるいはどうしてそうしなければならないのかを考えるときに、道徳的価値が登場してくるのである。」（渡邊 2013:47）

「討議による道徳授業論」では、子どもたちが現に体験している行為を批判的・反省的に検討することで価値が新たに創造され、その価値は当事者全員の承認を得ているため、それに基づくよりよい行為の実現が期待されており、価値は行為に先んじるものではないと理解される。しかしながら、この授業は、コミュニケーション的行為の理論に基づく討議という新しい言語活動の方法を習得させるというある種の強制的な行動変容の上に成り立っているとも見ることができる。さらに、ハーバーマスの討議倫理学は討議ができる大人を想定して構築されており、子どもが討議の方法を習得するためには時間と訓練が必要であるとも考えられる。

ただし、上地（2016）が指摘するように、道徳の授業としては合意形成ができたかどうかという点よりも、討議の練習ができたか、話し合いによる承認を練習できたかというプロセスを重視し、合意を目指すことが「討議による道徳授業論」の目標であるとも考えられる。そのようにして獲得した、相手を尊重しながらひとつの目的に向かい互いに働きかけ合う力は、現代における諸課題に取り組むための足がかりとして捉えることもできるだろう。

以上を踏まえ、次節では「道徳と行動」の関係性を学習指導要領の観点から分析し、位置付けを考察する。

2. 道徳と行動——学習指導要領における位置付け

次に、学習指導要領における道徳と行動との関係の位置付けについて確認し、「道徳と行動」における教育課程上の課題を浮き彫りにしてみよう。

まず前提として、2017年に告示されたいわゆる新学習指導要領は、小学校は2020年から全面实施（移行期間は2018年・2019年の2年間）、中学校は2021年から全面实施（移行期間は2018年・2019年・2020年の3年間）とされているものの、「特別の教科 道徳」の実施はそれらに先立って、小学校では2018年から、中学校では2019年からそれぞれ実施されていることをおさえておく必要がある。このことは、これまでの「道徳の時間」という位置付けとは異なり、「特別な教科」という形で位置付けが大幅に変更され

ていることと、またそれに応じてこれまでの「道徳の時間」の時代よりも道徳科に対する役割がより強く期待されていることによると言えるだろう。後者の点は「総則」の構成とそこでの記述の違いからも読み取ることができる。2008年に告示された学習指導要領「総則」の構成は「教育課程編成の一般方針」「内容等の取扱いに関する共通事項」「授業時数等の取扱い」「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の4項構成だったが、2017年のそれは「小学校／中学校教育の基本と教育課程の役割」「教育課程の編成」「教育課程の実施と学習評価」「児童/生徒の発達の支援」「学校運営上の留意事項」「道徳教育に関する配慮事項」の6項構成に変更されている。内容的にも、これまでの「方針」を示すスタンスから踏み込んでいけると言えるものになっているが、道徳教育に関する内容が項目として独自に立てられていることは、道徳教育の強化という観点から無視できない。

この「道徳教育に関する配慮事項」では、要約すれば、道徳教育の全体計画を作成して、校長や道徳教育推進教師を中心としつつすべての教員が協力し合って推進していくことと、子どもの発達段階を踏まえて指導内容を重点化すること、情報公開を行って家庭や地域と相互に連携することが示されている。道徳的な行動という側面については、各学年への指導の留意事項から読み取ることができる。例えば、生活習慣を身につけること・善悪の判断・してはならないことをしないこと・社会生活のきまりの遵守が挙げられる小学校の低学年から、中学年を経て、相手の考え方や立場を理解して支え合うこと・法やきまりの意義を理解して進んで守ること・集団生活の充実に努めることなどが挙げられる高学年まで、これも発達段階的に把握されている。特に高学年は、中学校での発達に円滑に接続される内容となっているが、他国の尊重といった多様性の涵養が示されている点が特徴的であると言える。

こうした点からも、これまでの「道徳の時間」が教科化されたことで規範意識を高める指導としての側面が強められたとみなすことは早計であろう。実際、いわゆる内容項目を概観すると、小学校・中学校で最大22項目が設定されているものの、規範に関連するものだけで構成されているわけではない。例えば、「節度、節制」や「遵法精神、公德心」といった項目だけでなく、「希望と勇氣、克己と強い意志」「真理の探究、創造」「国際理解、国際貢献」といった項目も含まれており、これらの諸項目は、子どもの行動に対する規範ないし規範意識の教育というよりは、むしろ多様性に対して寛容な態度を育成しようとするものであると言えるだろう。この点は、学習指導要領総則の「道徳教育に関する配慮事項」で述べられている、学校や学級における人間関係や環境を整え、集団宿泊活動・ボランティア活動・自然体験活動・地域行事への

参加などの豊かな体験を充実することといった多様な経験を積むことで道徳性を涵養するという配慮事項の目的とも合致している。

この点は、道徳科の学習指導要領における「情報モラルと現代的な課題に関する指導」とも軌を一にする。この箇所では、道徳的な諸価値は、現代社会における多様な問題と関わるために「食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題」を子ども自身が発展させ、思考を深めていくことが求められるとしている。また、ここで「など」とされているように、現代的な課題はその都度新しい課題として様々な局面を生じさせ、例えば、「環境教育」「ソーシャルスキル教育」「ジェンダー・性教育」といった教育上の応答を求めるものでもある。いずれにせよ、このように列挙された教育課題は、それ自体が多様であり、現代社会に生きる者にとって一義的な解答を与えることが難しい問いを含むものである。そのため、「他者とともによりよく生きる上で大切なことは何か」や「自分はどのように生きていくべきか」といった根本的な問いと向き合うことが、道徳科においても要求されているとみることができる。

このことは、義務教育段階だけではなく、高等学校における道徳教育も同様である。高等学校の学習指導要領には、義務教育段階と同じく「総則」において道徳教育の目的や配慮事項が示されている。特に配慮事項では、中学校までの道徳科での学びを踏まえ、「様々な体験や思索の機会を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深める」ことなどが求められている。周知の通り、高等学校では道徳科は設置されず、公民科とホームルーム活動を中心としつつ学校全体の教育活動を通して行う全面主義的な道徳教育のみが規定されている。新学習指導要領では、特に新設の「公共」と「倫理」、「特別活動」が中核となることが示され、法や規範をも学びながら、「特定の事項だけに指導が偏らないようにすること」とされている。ここでも多様性の涵養が重視されていることが伺われるが、高等学校における道徳教育の方向性としては、特に「公共」の目標を踏まえることが欠かせないように思われる。「公共」の目標は、「現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」を育てることとされており、義務教育段階までの道徳教育の目標と大枠で一致しているためである。とりわけ「倫理的主体」として活動することや、「事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力」を重視している点

は、文言や精神の上でも義務教育段階の道德教育の目標と一致するものである。

このように学習指導要領を概観すると、道德と行動との関係の課題は、第一に発達段階的に把握して教育活動を進める必要があること、第二に規範ないし規範意識だけでなく多様性に向けて開かれた意識の涵養が求められていること、そして第三に多様な活動を保証することでそれらを豊かにしていくこと、の三点に集約される。ここまでの検討を踏まえ、次節では、研究動向のシステムティック・レビューを行うこととする。

3. 研究動向のシステムティック・レビュー

3.1 方法

(1) システムティック・レビューとは

本論文の目的を達成するため、システムティック・レビュー (systematic review) による先行研究の調査を行う。システムティック・レビューとは、「文献収集するときに対象とすべき論文が漏れなく集められるように、文献データベースで関連するキーワードを使って文献を体系的 (系統的) に集め、そのプロセスを記述したもの」 (近藤 2018) であり、先行研究を網羅的に収集し、動向を分析するために用いられる手法である。

例えば、特定の研究分野に関する先行研究が多く該当すると判断される場合にシステムティック・レビューにより収集した文献をカテゴリー化することで、研究動向や特徴的なキーワードを定量的・俯瞰的に概観することが可能となり、マクロな視点から研究分野の課題を明らかにすることができる。他方、特定の論文検索サイトなどを用いた収集を行う場合には、その論文サイトに掲載されていない文献が存在する点についても留意する必要がある。

本論文では、主に近年の文献を対象に「学習者の道德的行動の変容を目指した教育実践」に関する研究動向の課題を明らかにすることを目的としており、該当する先行研究が多数になると予想されることから、システムティック・レビューによる調査を採用することとした。また、抽出する文献について「学習者の行動変容」に主眼をおいた先行研究を効率的に抽出するため、キーワード検索による抽出方法が適していると判断した。そこで、システムティック・レビューを試みている宮川ほか (2010) や酒井 (2015) の方法を参考に文献データベースを活用した研究動向の調査・分析を行った。

(2) 対象文献の抽出

対象文献を抽出するため、筆者らで対象とする文献のキーワードの検討を行った。本論文では、「学習者の道德的行動の変容を目的とした教育実践」に関する先行研究の抽出を目的としていることから、対象とす

る道德的行動として、小学校学習指導要領解説「特別の教科 道德編」と中学校学習指導要領解説「特別の教科 道德編」を参考にすることとした。この中で、現代的な課題の扱いとして、「食育」「健康教育」「消費者教育」「防災教育」「福祉に関する教育」「法教育」「社会参画に関する教育」「伝統文化教育」「国際理解教育」「キャリア教育」が挙げられていることから、筆者らで協議を行い、これらに関連しながら個人の日常生活上の行動と関わりが深いと考えられるテーマを対象とすることにした。そこで、本調査ではキーワードとして、「道德」「食育」「健康教育」「環境教育」「防災教育」「ジェンダー・性教育」「情報モラル」「ソーシャルスキル教育」に焦点をあてることとした。

対象となる文献を抽出する方法としては、国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ (CiNii) の検索機能により、キーワード検索を行い、該当した文献を収集した。検索語句としては、「道德的行動」に関連した文献を抽出するため、表1の語句①～語句④の各組み合わせ (例えば、「道德 行動 変容 学校」) について、AND 検索により文献の抽出を行うこととした (一次抽出文献)。

表1 検索語句

語句 ①	語句 ②	語句 ③	語句 ④
道德	行動	変容	学校
モラル	行為	変化	教材
食育		変様	実践
健康			教育
環境			
防災			
ジェンダー			
性			
情報モラル			
ソーシャルスキル			

この一次抽出文献について、①小学生、中学生、高校生を対象とした授業や研修などによる実践研究を行っている文献、②日本学術会議において学術研究団体として登録されている学会が発行する学会誌 (日本教育心理学会、日本教育工学会、行動分析学会等) に掲載されている文献、③大学が発行する研究紀要及び報告書に掲載されている文献、④総ページ数が4頁以上の文献を条件として、対象文献を「二次抽出文献」として、再抽出を行った。尚、学会発表の要旨等については、内容が学会誌及び研究報告書と重複する場合が多いことから調査対象からは除外している。

また、検索には該当したものの取り寄せることが出来なかった文献や対象が小学生、中学生、高校生では

ない文献（幼稚園，特別支援学校，大学など），筆者らが直接的に道徳的行動の変容とは関連性がないと判断した文献（例えば，運動能力における技能の習得や家庭科における裁縫技能など，「特別の教科 道徳」以外の特定の教科の専門性に特化していると判断されたもの）については二次抽出文献を抽出する過程で調査対象から除外している。

（３）実践対象のカテゴリー化

二次抽出文献を対象として，文献の中で行われている実践がどの学校種を対象としたものであるかを検討し，分類を行った。分類は，「小学校」「中学校」「高等学校」「分類不可」の４つとした。「分類不可」のカテゴリーについては，杉浦・三神（2020）「住環境と省エネルギー学習教材としてのすごろくの開発と学習効果」のように，複数の学校種を対象としており，特定のカテゴリーへの分類が難しいと判断された場合に分類した。

（４）実践テーマのカテゴリー化

二次抽出文献を対象として，実践内容としてどのテーマに該当するものかを検討し，カテゴリー化を行った。分類は，「食育」「健康」「環境」「防災」「性」「情報モラル」「ソーシャルスキル」「人権・いじめ」「その他」の９つとした。「その他」のカテゴリーについては，若林ほか（2016）「定時制高等学校における行動コンサルテーションの実践を通じた教師の介入厳密性を高める支援の検討」のように複合的な内容を扱った実践や他のカテゴリーへの分類が難しいと判断された実践の場合に分類した。

3. 2 結果

（１）文献の抽出数と発行年

対象文献の抽出を行った結果，第二次抽出文献として 61 件が該当した。該当した文献について，発行された年代ごとに文献数を集計した結果を表 2 に示す。

第二次抽出文献として該当した文献は，2008 年以

表 2 発行年と抽出文献数

年	文献数	年	文献数
1998	1	2010	4
1999	0	2011	4
2000	0	2012	3
2001	0	2013	2
2002	1	2014	4
2003	1	2015	2
2004	1	2016	5
2005	1	2017	4
2006	2	2018	4
2007	0	2019	5
2008	2	2020	10
2009	5	計	61

降に発行されたものが多く，2020 年に発行された文献が最多（10 件）であった。特に，学習指導要領の改訂直後である 2009 年や 2019 年に文献数が増加傾向にあることから，今回抽出された文献と社会動向の連動性がうかがえる。

（２）実践テーマのカテゴリー化と対象校の分類

抽出された文献について，実践内容として扱われているテーマからカテゴリー化を行った。

「食育」については，中学生の食・睡眠に関する行動変容に繋がりやすい行動目標を明らかにすることを目的に朝食内容と規則的な睡眠習慣に関する学習活動の実践（大曾 2020）や中学生の食育指導を通じて行動変容を促し，食に対する意識や望ましい食行動を行う意欲にどのような変化があるのかを明らかにすることを目的として，中学生の食意識の調査や養護教諭の行う食育指導についてより有効的な方法を検討した実践（加藤・戸部 2019）など 9 件を分類した。

「健康」については，中学生を対象に，自分の健康を考え実践できる力を身に付けるということを目処として生活習慣と健康についての保健教育の実践（中尾・山岡ほか 2003）や子どもたちが「行動変容ステージモデル」のどのステージにいるか把握した上で，保健教育活動を実践し，どのステージの子どもが行動変容に結び付けることができるかを検証している実践（松澤 2020）など 7 件を分類した。

「環境」については，小学生を対象とした交通・環境教育の実践により，児童だけではなく保護者に与える影響について調査を行っている研究（谷口・今井ほか 2009）や行動プラン法により環境を配慮した行動が長期的に行われることを促すことをねらいとした実践（小島・黒上 2014）など 5 件を分類した。

「防災」については，小学校 6 年生を対象に防災をテーマとした保健指導を行い，その変容を調査した実践（荒谷・川崎ほか 2014）や学校と家庭と大学が連携を行い，学校教育における防災教育の充実を図ることを目的とした中学校理科での実践（黒光・野口ほか 2020）など 4 件を分類した。

「性」については，高校 2 年生を対象にプリシード・プロシードモデルを活用した性教育プログラムの実践と性行為意識の変容を調査した研究（太田・香田ほか 2010）や中学生を対象に性に関する情報の取捨選択及び正しい行動選択やセクシュアリティにおける多様性を理解し，他者を尊重する態度の獲得などを目的とした全 7 時間の授業実践（山合・藤原 2020）の 2 件を分類した。

「情報モラル」については，中学生を対象とし，ネットワークにおけるコミュニケーションについてトラブルにつながる可能性のある行動の自覚を促すことを目的とした情報モラル授業の開発・実践（酒井・塩

表3 対象校とカテゴリーの分類

	食育	健康	環境	防災	性	情報モラル	ソーシャルスキル	人権・いじめ	その他	計
小学校	4 10.8%	3 8.1%	3 8.1%	3 8.1%		3 8.1%	8 21.6%	7 18.9%	6 16.2%	37 100%
中学校	2 15.4%	3 23.1%	1 7.7%	1 7.7%	1 7.7%	2 15.4%	3 23.1%			13 100%
高等学校	3 30.0%	1 10.0%			1 10.0%	4 40.0%			1 10.0%	10 100%
分類不可			1 100%							1 100%
計	9	7	5	4	2	9	11	7	7	61

田ほか 2016) や小学校 6 年生を対象に情報技術の記録性の特性に関する実体験に基づく情報モラル教育の実践(鎌倉・馬場 2011), 教科横断的な学習を取り入れた高校生のインターネット依存改善のための単元開発を行っている研究(鶴田・石川 2019) など 9 件を分類した。

「ソーシャルスキル」については、中学生に対して問題解決訓練(PST)を実施する際の、解決策の効果検証訓練およびリラクゼーションの併用による効果について検討した実践(高橋・小関ほか 2010) や小学 5 年生を対象に行動変容と学校適応感の向上を目指した PBIS の手法を援用した実践(山本 2020) など 11 件を分類した。

「人権・いじめ」については、ロールプレイング法を用いて集団から孤立傾向にある子どもを含むすべての子どもがいじめの対象とならないように、いじめ防止につながる道徳の時間の指導の在り方について効果検証を行った実践(木村・池島 2017) や小学生を対象としたフィンランドのいじめ予防プログラムを援用した行動・考え方・感情にアプローチした活動とその効果が測定可能な方法とで構成されたプログラムの実践(福田 2018) など 7 件を分類した。

「その他」については、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた影響などを考慮し、小学校の主権者教育の在り方について道徳に焦点を置いて既存の教材から指導方法を検討した実践(今村 2018) や小学校の道徳の授業で行われている「協力」をテーマとした授業内容に着目し、社会的ジレンマを用いて自分が協力するだけでなく相手に協力させることまで考えることを目指した授業の開発・実践(藤木 2008) など、扱っている授業テーマの分類が困難と判断されたものや複合的な内容を含んでいると判断された 7 件を分類した。

さらに、これらのカテゴリー化した文献について、プログラム開発や効果検証のための実践対象としている対象校ごとに「小学校」「中学校」「高等学校」「その他」に分類を行った結果とのクロス集計結果を

表 3 に示す。

(3) 道徳的行動を対象とした実践研究の動向

文献の抽出およびそれらの分類から、道徳的行動を対象とした実践研究の動向が明らかとなった。ここではその特徴について概観していく。

まず、各年代における文献の抽出数から、学習指導要領における道徳科の位置付けの変遷と実践研究に関連がうかがえる。2008 年の小中学校、2009 年の高等学校における学習指導要領の改訂では、①小中学校において道徳の時間が道徳教育の「要」であることの明確化、②小中学校において道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実、③高等学校における道徳教育の全体計画の作成が明記されたように道徳教育を教育カリキュラム上のより重要な位置へと進める転換となった。本調査で抽出された実践研究文献についても、これ以降の 2009 年が 5 件、2010 年が 4 件、2011 年が 4 件となっており、それ以前の他の年代と比較して、多くの実践研究が抽出されていることがわかる。

また、教育再生実行会議において「道徳の教科化」が言及された直後の 2014 年以降からも抽出された実践研究文献数が増加傾向であり、道徳教育に対する実践への関心の高まりがうかがえる。このように道徳的行動を対象とした実践研究文献の抽出状況から、教育における政策や学習指導要領の影響により、実践も試みられていることが明らかとなった。

さらに、道徳的行動の実践テーマについても、特徴的な傾向がうかがえる。小学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」と中学校学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」の中で「現代的な課題の扱い」として、「食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる教育課題」が記述されているが、本調査から食育や健康教育、情報モラル教育については、各学校種において網羅的に取り組まれ

ていることが明らかとなった。

他方で、「防災教育」や「性教育」については、実践研究としての文献が多くは見当たらなかった。この要因のひとつとしては、教科内容と関連付けた授業としてではなく、保健指導や特別活動など教科外との結びつきが強いため、実践研究として取り組みにくいことが考えられるが、子どもたちにとって身近なテーマであることを考慮すると、実践研究が十分とは言えない状況である。加えて、「ソーシャルスキル」のカテゴリーに分類された文献は11件、「人権・いじめ」のカテゴリーに分類された文献は7件該当しているが、これらの大部分が小学生を対象とした実践研究となっている。「ソーシャルスキル」や「人権・いじめ」に関する指導は多くの人間関係を構築していくために大切なテーマとなるため、早期から行うことは重要であるが、中学校や高等学校など人間関係が多様になり、いわゆる思春期をむかえる時期での新規的な実践研究数が少ないことは看過できない課題として指摘できるだろう。

このように道德教育において指摘されている「現代的な課題」については、様々なテーマを対象とした実践研究が行われているものの、実践対象としている学校種を加味すれば、実践の数に差が見られることが指摘できる。このことは今後の研究課題であり、本調査の成果と言えるだろう。

以上のことから、本調査により道德的行動を対象とした実践研究の動向として、学習指導要領の策定に応じて、実践研究が行われているものの、その対象校や扱われているテーマについては網羅的に行われているとは言えない状況であることがわかった。今後は、こうした課題に対してどのような実践研究を行っていく必要があるか検討する必要がある。特に昨今の学習指導要領の改訂の中でも知識や技能を獲得するだけではなく、「何ができるようになるのか」といった「行動変容」の文脈で教育内容を構成することが求められている。こうした点からも、道德的行動を扱った学校教育における実践研究は積極的に行われるべきである。

4. 「道德と行動」をめぐる教育課題

ここまでの考察を踏まえ、本節では「道德」と「行動」の関係性について原理的に考察した上で、改めて道德と行動をめぐる現代的な教育課題のありかを検討し、今後の道德的行動の変容を取り扱う教育及び研究について一定の示唆を得たい。

道德と行動の関係性については様々な観点から考察ができるが、そもそもすべての「行動」が「道德的な行動」であるわけではないため、「行動」には「道德的なもの」と「道德ではないもの」の二種類が少なくとも存在する、ということが出発点となる。しかし、例えば「完全に道德的な行動」は現実的にはあり得な

い。「席を譲る」というような、一見すると完全に道德的に見える行動も、席を譲られた相手に身体的な負担を下げる行為であったとしても、身体における筋肉への負荷を下げることで筋力の衰えを誘発している可能性が残る。逆に、他者を殺害するというような、一見すると完全に道德的ではないように見える行動も、死刑制度が合法である国家においてある人間に対して裁判等を経て死刑が執行された場合は、逆に他者の殺害が道德的な行為になる可能性は排除できない。

「善」や「悪」がどちらかといえば普遍的な価値を提供するのに対して、「道德」を「行動」と結びつけた場合、普遍的な基準を想定することは必ずしも容易ではない。経験に即して考えれば、「完全に道德的な行動」と「完全に道德的ではない行動」とを両極に位置付けた直線上で、法や慣習、あるいは文化といったいくつかの基準に基づいて、それぞれのポイントをその都度確保しながら、しかし確定することなく遊動し続けるという特徴が、「道德的な行動」や「道德的ではない行動」の特性であるように思われる。例えばCovid-19をめぐる対応状況のひとつとして、治療対象者の重症レベルに応じて治療の優先度を決定して選択を行うという点でしばしば議論の対象となったトリアージという行動が典型的である。もちろん、医療行為の原則に照らせば極めて例外的な措置であることは間違いない。しかしながら、ある道德的な行動が、別の視点から把握する場合に「道德的ではない行動」として解釈され得るという事態をよく示していると言える⁽¹⁾。

ただし、ここで「道德的ではない行為」は「道德的な行為以外の行為」である点には注意が必要である。もちろん「悪を志向する行為」も「道德的ではない行為」に含まれるわけだが、「悪を志向する行為」ではなくても、「道德的ではない行為」に該当することが可能である。むしろ「善を志向する行為」であるにも関わらず、結果として「必ずしも道德的ではない行為」と解釈され得る場合に、コンフリクトが生まれやすいとも言える。

このことは、道德教育にとっても決して小さくない問題を提供しているように思える。例えば、日本の道德教育にいわゆる「教科化」を前進させた契機のひとつとみなされる「いじめ」という行為がある。文部科学省(2013)の基本的な考え方では、いじめの形態によっては犯罪行為等に該当するものがあり、刑法第176条(強制わいせつ)・刑法第204条(傷害)・刑法第208条(暴行)・刑法第222条(脅迫)・刑法第223条(強要)・刑法第230条(名誉毀損)・刑法第231条(侮辱)・刑法第235条(窃盗)・刑法第249条(恐喝)・刑法第261条(器物損壊等)・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律第7条(児童ポルノ提供等)などがこれまで

にあった事案として挙げられる。殴る・蹴るといった身体を相当に傷つける行為だけでなく、例えば「プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする」行為のように、教師によっては遊びとの境界が曖昧だとして「じゃれ合い」とみなしたりすることもあるようなものも、「暴行」に該当する可能性がある。あるいは、「特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上のサイトに実名を挙げて『万引きをしていた』、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く」行為のように、仮に身体を傷つけない行為であっても、「名誉毀損」「侮辱」といった刑法上の犯罪行為に該当する可能性もある。こうした行為については、文部科学省(2013)の扱いでは、「学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取ることが重要」であり、また「いじめられている児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報することが必要」とされている。

このように、刑法等に触れる行為となる可能性を持ったために「いじめ」という名称が常に適切かどうかは別として、「いじめ」とみなされる行為は「道徳的ではない行為」であることに疑いないだろう。しかし、その行為が「悪を志向する行為」であるのか否かによって、その行為の性質は大きく異なる。もし「悪を志向する行為」である場合、問題の解決に向けた指導そのものはそれほど複雑ではない。どちらかといえば普遍的な性質を持つ「悪」について教えることがそのまま対応になるからだ。「Aをしてはいけない。なぜならAは悪だからだ」という論理は、子どもにとっても比較的理解しやすいと言えるだろう。

しかし逆に、「悪を志向する行為」ではない場合、特にそれが「善を志向する行為」である場合、問題の解決は非常に困難となる。ある子どもXは自らのある行為を「善を志向する行為」であるとみなし、そのことを根拠として別の他者Yに対して「道徳的な行動」を行うが、Yはそのことを「いじめ」と受け取る場合などがその事例に該当する。いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)によれば、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と規定されているため、Xにとっては「道徳的な行為」であっても、Y自身が「心身の苦痛を感じ

る行為」とみなした場合は、「いじめ」となる。

森田(2010)は、このような「善への意志が悪を生む」ケースについて、いじめる側といじめられる側の「認識のズレ」に注意を促している。森田によれば、いじめる側の行為が「善をなそうとするがゆえの行為」であるために、いじめられる側には「抵抗の道が狭められてしまい、事態を独りで抱え込み、追い詰められていく可能性も高くなる」。こうしたケースはもちろん、それほど特殊な事態ではない。森田が挙げる例をみても、「皆で努力してクラブに良い結果を残したい」「仲間の技術を上げたい」、あるいは「学級の反省会で、活動を改善していこうとする」といった動機が挙げられており、いじめる側にとっても周囲にとっても、「熱心さや責任感、または集団への忠誠心や意欲」に基づいている点に特徴がある。いじめられる側の「反撃する力」は、こうした動機に基づく「正義や権威、誰しもが認める倫理・道徳のような、集団からの圧力」によって失われるという構造を持ち、従って、そうした集団の中から抜け出すことをますます困難にする⁽²⁾。

このように、いじめを引き起こす契機として日常生活のあらゆる場面に潜んでいる「善を志向する行為」にこそ構造的に問題が含まれ得るとすれば、今日の道徳教育は、「善を志向する行為を行うべし」という教育的指導以外の方法をさらに検討する必要に迫られていると言える。この点では、例えば本論文でも検討を加えた討議倫理学に基づく道徳教育もそのひとつの方法になり得る。教師による指導としては、X自身が「道徳的な行為」とみなしたとしても、必ずしもそれが「道徳的な行為」であるとは限らないということの理解を与え、Yが「苦痛だと感じる行為」は「道徳的な行為」ではないことを伝達することが考えられる。しかし、そもそもXにおける「善を志向する行為」を否定することは根本的には難しい。このため、教師の指導においては、そうした行為全体の中で「道徳的ではない行為」が含まれる可能性があることを立ち止まって考えることの必要性を伝達することにとどまらざるを得ないだろう。ただしもちろん、個別の諸行為について指導することは充分可能であり、またその必要があることは言うまでもない。その際は、どのような行為が不法行為や不作為に該当するのかといったことを含めて、行動規範についての法的な知見に基づいた指導が含まれる必要があるだろう。行動規範が行動の適法性と不可分である以上、そのためには、法学や憲法学の専門家との連携が欠かせない。

他方、生徒指導の文脈ではなく、道徳教育の文脈で果たすことができる指導の特徴は、例えば発生したいじめを直接的に解決することそれ自体ではなく、そうしたいじめが発生することに先立って行われる予防的指導であると言える。この側面については、本論文で

も考察した PBIS に基づく道徳教育も有効に機能する方法のひとつになり得るだろう。「行動」が「道徳的なもの」と「道徳的ではないもの」とに二分され、場合によってはその境界そのものが個別具体的な状況によって変動するために議論する必要があるとすれば、普遍的な原理として道徳や善を把握するのではなく、むしろそれを成立させている根拠が何であるのかを根本的に議論する必要がある。ここでの根本的な議論は、解答を一義的に決定するものとして扱うのではなく、あり得る解答を議論しながら思考することであり、この点で、いずれの授業方法を採用するとしても、道徳教育は本質的に「考え、議論する」ものでなければならない。

このことは、学習指導要領で定められている「道徳教育の目標」からも示唆される。学習指導要領において道徳教育の目標は、「教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」とされている。このような「基盤」は、長期的に時間をかけて涵養されるものであり、この意味では日々の教育的な蓄積が期待されていると言える。その際、「善を志向する行為を行うべし」や「悪を志向する行為を行うなかれ」といった、いわば「絶対的な命法」として学ぶのではなく、悪を志向する行為でなくても結果として道徳的ではない行為になる可能性があることや、善を志向する行為がいつでも道徳的な行為であるとは限らないことを、多様な経験の中で地道に学ぶことできる道徳教育が求められている。

註

(1) こうしたケースにおける人間の行動は、「行動」概念からというより、「主観的な意味合い」と結び付けられる「行為」概念から検討されることが適切であるようにも思われるため、この場合の「道徳的ではない行動」は、「道徳的ではない行為」として考察を進める。

(2) 教師がいじめを認知し、介入していった場合、事態の改善が見られることが示唆されている。例えば、いじめられた子どもへの調査では、実態を知った教師の80%はいじめをなくそうとしてくれたと回答しており、65.3%の子どもが「いじめはなくなった」「いじめは少なくなった」と回答している一方、「いじめがひどくなった」と回答した子どもが6.5%に留まる。ただし、「いじめは変わらなかった」という回答は28.2%みられ、教師の介入の有効性は示唆されるものの、課題は残る。調査については以下を参照のこと。森田(2010), 103頁以下。

参考文献

- 赤松利恵・永橋久文(2008)「行動変容段階モデルを用いた小学校における食に関する指導の実践事例」、『日本健康教育学会誌 16(2)』, 31-40
- 荒谷美津子・川崎裕美・井上由子・桑田一也・高橋法子・内海和子・雨宮恵子(2014)「中教審答申における安全科を見据えた健康安全教育—幼小中一貫教育における防災教育の在り方—」、『学部・附属学校共同研究紀要(42)』, 201-206
- 安藤美華代(2013)「小学校全体で心理・行動上の問題を予防する実践研究—"サクセスフル・セルフ2012(児童生徒版)"を活用した心理教育—」、『研究集録(154)』, 1-13
- 石川智子・大本久美子・荒木真歩(2020)「エシカルコンシューマーの育成—小学校低学年の生活科・道徳に焦点を当てて—」、『生活文化研究 57』, 37-45
- 井上亜衣子・綿巻徹・内野成美(2015)「児童の授業参加行動を高めるためのユニバーサルデザインによる授業づくり」、『教育実践総合センター紀要(14)』, 97-106
- 今村信哉(2018)「主体的に生きる子供を育てる小学校における主権者教育—小学校道徳科「ぶらんこ復活」の実践を通して—」、『共栄大学研究論集(16)』, 179-193
- 池島徳大・松山康成(2014)「学級における規範意識向上を目指した取り組みとその検討—“PBIS プログラム”を活用した開発的生徒指導実践—」, 奈良教育大学教職大学院研究紀要『学校教育実践研究』第6巻, 21-29
- 上田浩・門口礼・森幹彦・喜多一(2018)「情報モラルそうかんずー複数の視点から事例を見る情報モラル指導用教材の開発と授業実践による評価—」、『情報処理学会論文誌教育とコンピュータ(TCE) 4(3)』, 9-20
- 上地完治(2015)「道徳の教科化の意味—道徳の時間の特設から積み残された課題—」『教育哲学研究』第112号, 114-129
- 上地完治(2016)「討議倫理学における合意の意義」, 渡邊満・押谷由夫・渡邊隆信・小川哲哉編『シリーズ「特別の教科 道徳」を考える 1 「特別の教科 道徳」が担うグローバル化時代の道徳教育』北大路書房, 19-32
- マックス・ウェーバー(1987)『社会学の基礎概念』安閑吉男・内藤莞爾訳, 恒星社厚生閣
- 大曾基宣(2020)「夕食の共食機会が少ない中学生の行動変容に繋がる健康行動目標の検討—朝食と睡眠に関する学習効果の評価—」、『名古屋女子大学紀要家政・自然編,人文・社会編(66)』, 43-53
- 大橋恵・坪井寿子・藤後悦子・伊藤恵子・山極和佳・府川昭世(2011)「社会性につまづきのある小学

- 校低学年児童への支援の試みー小学校内でのソーシャルスキル・トレーニング実践ー, 『東京未来大学研究紀要 4(0)』, 65-75
- 大山剛 (2019) 「道徳授業におけるアドベンチャープログラムの効果に関する考察 (1)ー小学校 3 年生での実践をもとにー」, 『玉川大学 TAP センター年報(4)』, 59-68
- 貝塚茂樹・関根明伸編著 (2016) 『道徳教育を学ぶための重要項目 100』教育出版
- 加藤千晶・戸部秀之 (2019) 「中学生の食意識や行動変容への意欲に関する研究ー養護教諭の行う食育指導を通してー」, 『埼玉大学教育学部教育実践総合センター紀要(17)』, 17-24
- 川野和昭・蘆原桂 (2015) 「学校における児童の居場所づくりに関する研究ー道徳の時間を要として, 自他の心の充実感を育てる取組を通してー」教育実践学研究, 『山梨大学教育人間科学部附属教育実践総合センター研究紀要(20)』, 67-77
- 岸田佳子 (2020) 「睡眠改善への認識と行動の変容を促す健康教育ー行動変容につながる効果的な睡眠指導の検討ー」, 『鳥取大学附属中学校研究紀要(51)』, 155-162
- 城戸杏奈・高村仁知・上田由喜子 (2012) 「小学 2 年生に対する絵本を用いた食育の有効性ー食知識と食態度に着目してー」, 『栄養学雑誌 70(4)』, 236-243
- 木村友美・池島徳大 (2017) 「いじめ防止の視点に立つ道徳の時間の指導と効果に関する研究」, 『奈良教育大学教職大学院研究紀要学校教育実践研究(9)』, 31-39
- 黒光貴峰・野口裕二・山元卓也・眞木雅之・飯野直子 (2020) 「学校・家庭・大学が連携した防災の視点を取り入れた中学校理科での授業実践」, 『鹿児島大学教育学部研究紀要教育科学編(71)』, 53-67
- 小島亜華里・黒上晴夫 (2014) 「小学校環境教育における修正の場面を取り入れた行動プラン法の効果」, 『日本教育工学会論文誌 38(Suppl.)』, 101-104
- 近藤克則 (2018) 『研究の育て方ーゴールとプロセスの「見える化」ー』, 医学書院
- 近藤啓史・梅田恭子 (2016) 「情報モラルにおける U 曲線モデルに基づいたルール作成型指導法の提案」, 『日本情報科教育学会誌 9(1)』, 47-58
- 酒井郷平 (2016) 「小中学生を対象とした情報モラル教育に関する実践的研究動向の考察ー2010 年以降における研究事例の分類を通してー」, 『千葉大学教育学部授業実践開発研究第 9 巻』, 81-88
- 酒井郷平・塩田真吾・江口清貴 (2016) 「トラブルにつながる行動の自覚を促す情報モラル授業の開発と評価:ー中学生のネットワークにおけるコミュニケーションに着目してー」, 『日本教育工学会論文誌 39(Suppl.)』, 89-92
- 酒井郷平・田中奈津子・中村美智太郎 (2020) 「教員と教員養成系大学生を対象とした中学生の行動基準要因への認識に関する調査的研究: 考え, 議論する『モラル教育』を実践できる教員の育成を目指して」『静岡大学教育実践総合センター紀要』第 30 巻, 28-38
- 佐藤真太郎・藤岡達也(2020)「理科授業における自然災害発生時の行動選択能力の育成を目指した教材開発及び授業展開ー単元『流れる水の働きと土地の変化』での『大雨による災害に対する危険予測や適切な避難行動』の取扱いー」, 『理科教育学研究 61(2)』, 287-297
- 島俊彦・中澤静男 (2020) 「生物多様性の保全意識を高める ESD 実践ー小学校第 3 学年理科『外来種昆虫』を扱った実践を通してー」, 『次世代教員養成センター研究紀要(6)』, 63-71
- 杉浦淳吉・三神彩子 (2020) 「住環境と省エネルギー学習教材としてのすぐろくの開発と学習効果」, 『シミュレーション&ゲーミング 30(1)』, 45-54
- 鈴木篤 (2016) 「ポスト形而上学の時代における道徳教育ーハーバースと価値多元化社会の道徳ー」, 渡邊満・押谷由夫・渡邊隆信・小川哲哉編『シリーズ「特別の教科 道徳」を考える 1 「特別の教科 道徳」が担うグローバル化時代の道徳教育』北大路書房, 33-46
- 鈴木篤 (2018) 「『コミュニケーション的行為の理論にもとづく道徳授業』における合意形成プロセスに関するー考察ー社会システム理論から見た討議と子どもたちの価値・規範創造ー」『大分大学教育学部研究紀要』第 39 巻, 第 2 号, 233-243
- 鈴木久美子・鈴木華凜・鈴木祥子 (2020) 「地域と連携した喫煙防止教育ー生徒保健委員を中心とした 13 年間の取り組み成果ー」, 『日本禁煙学会雑誌 15(2)』, 45-50
- 高橋史・小関俊祐・嶋田洋徳 (2010) 「中学生に対する問題解決訓練の攻撃行動変容効果」, 『行動療法研究 36(1)』, 69-81
- 武政睦子・出口佳奈絵 (2016) 「小学生の食育講座参加による親子の食行動の変容」, 『川崎医療福祉学会誌 26(1)』, 71-78
- 塚原望 (2017) 「中学生への表現力トレーニングが自己表現に与える効果に関する探索的研究ーフィンランド・メソッドを取り入れた表現力を伸ばすプログラム作りー」, 『学校メンタルヘルス 20(2)』, 160-169
- 鶴田利郎・石川久美子 (2019) 「高等学校における教

- 科横断的なインターネット依存改善のための授業実践」, 『コンピュータ&エデュケーション 47(0)』, 65-68
- 道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議 (2016) 「『特別の教科 道徳』の指導方法・評価等について(報告)」
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/08/15/1375482_2.pdf
 (最終閲覧日: 2021年1月5日)
- 豊沢純子・唐沢かおり・福和伸夫 (2010) 「小学生に対する防災教育が保護者の防災行動に及ぼす影響—子どもの感情や認知の変化に注目して—」, 『教育心理学研究 58(4)』, 480-490
- 長江綾子・山崎茜・中村孝・枝廣和憲・エリクソンユキコ・栗原慎二 (2013) 「米国における包括的アプローチに関する一考察—PBISの視察から—」 『学校教育実践学研究』第19巻, 73-82
- 中尾優貴 (2018) 「児童の生活と話し合う能力を考慮した『考え, 議論する道徳』授業—ハーバーマスのコミュニケーション的行動理論に基づいて—」 『学校教育実践研究』第1巻, 147-154
- 中島瑠美・佐々木弘記 (2014) 「学校掲示板への書き込みを題材にした情報モラル指導用教材の開発—『心の働きの相反性』の克服をねらいとして—」, 『日本科学教育学会研究会研究報告 29(8)』, 49-52
- 中田康亮 (2019) 「学級目標を共有したルール定着化と自治的な活動促進の取り組み及び自律性支援を志向する教師の一貫した指導による児童の学級適応, スクール・モラルの変容—小学校高学年における事例報告—」, 『学級経営心理学研究 8(1)』, 69-80
- 中村敦・大森宣暁・原田昇 (2006) 「小学生を対象とした自転車交通安全教育とその効果に関する研究」, 『都市計画論文集 41(0)』, 583-588
- 野間智子・内田香奈子・中野容子・山崎勝之 (2018) 「小学校における食行動に対する食育の効果—小学校4年生の分析—」, 『奈良佐保短期大学研究紀要(25)』, 1-15
- ユルゲン・ハーバーマス (1985) 『コミュニケーション的行動の理論 上』河上倫逸・平井俊彦訳, 未来社
- ユルゲン・ハーバーマス (1986) 『コミュニケーション的行動の理論 中』藤澤賢一郎・岩倉正博訳, 未来社
- ユルゲン・ハーバーマス (1987) 『コミュニケーション的行動の理論 下』丸山高司・丸山徳次訳, 未来社
- ユルゲン・ハーバーマス (1991) 『道徳意識とコミュニケーション行為』三島憲一・中野敏男・木前利秋訳, 岩波書店
- 福田萌 (2018) 「いじめ予防・対処プログラムの有効性に関する研究—小学生に対する実践事例の検討—」, 『奈良教育大学教職大学院研究紀要学校教育実践研究(10)』, 53-61
- 益川満治・杉本和那美・高森洋平 (2019) 「弘前大学教育学部附属中学生の健康度と生活習慣について—運動行動変容ステージと身体活動セルフエフィカシーからの検討—」, 『弘前大学教育学部紀要(122)』, 87-93
- 松澤佳加 (2020) 「子供の行動変容を促す生活習慣の改善に向けた保健教育の工夫—『行動変容ステージモデル』を活用した生活習慣改善に向けた指導」, 『教育実践研究(30)』, 247-252
- 松下健二・安藤毅・小原健治 (2002) 「健康行動の実践化をめざす保健授業の開発に関する研究」, 『日本教科教育学会誌 25(2)』, 51-60
- 宮川洋一・福本徹・森山潤 (2010) 「義務教育段階における情報モラル教育に関する研究の動向と展望—CiNii 論文情報ナビゲータを活用した学術研究の動向把握を通して—」, 『岩手大学教育学部研究年報第69巻』, 89-101
- 森彩乃 (2017) 「自己の感情や行動を統制する力を育成する指導方法の研究—小学校第2学年の子どもに対する実践事例の検討—」, 『奈良教育大学教職大学院研究紀要学校教育実践研究(9)』, 51-60
- 森田洋司『いじめとは何か』中央公論新社, 2010年
 文部科学省 (2010) 『生徒指導提要』
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/04/27/1404008_02.pdf (最終閲覧日: 2021年1月5日)
- 文部科学省 (2013) 「(別紙1) 学校において生じる可能性がある犯罪行為等について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1335369.htm (最終閲覧日: 2020年12月28日)
- 文部科学省 (2018a) 『小学校学習指導要領』東洋館
 文部科学省 (2018b) 『小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』廣済堂あかつき
 文部科学省 (2018c) 『中学校学習指導要領』東山書房
 文部科学省 (2018d) 『中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編』教育出版
 文部科学省 (2018e) 『高等学校学習指導要領』東山書房
 文部科学省 (2019) 『高等学校学習指導要領解説 公民編』東京書籍
- 山合洋人・藤原昌太 (2020) 「中学2年生を対象とした全7時間の性教育授業実践—具体的な実践内容とその教育的効果を中心に—」, 『筑波大学附属駒場論集(59)』, 117-130

- 山本博樹 (2020) 「児童の行動変容と学校適応感の向上を目指した教育実践－PBIS の取組を中心に－」, 『奈良教育大学教職大学院研究紀要学校教育実践研究』, 21-30
- 吉田誠・渡部美千恵・田中美枝子・戸津敏 (2014) 「多様な予期的意識を持たせる道徳授業の開発－生態学的道徳教育学に基づく自作資料開発と教材分析および実践と評価－」, 『山形大学教職・教育実践研究(9)』, 41-50
- 若林上総・中野聡・加藤哲文 (2016) 「定時制高等学校における行動コンサルテーションの実践を通じた教師の介入厳密性を高める支援の検討」, 『行動分析学研究 30(2)』, 145-156
- 渡邊賢二 (2017) 「中学校における学校規模の社会的スキルトレーニングの実践－社会的スキルと自己効力感の変化－」, 『皇學館大学紀要 55』, 123-140
- 渡邊満 (1994) 「コミュニケーション的行為理論による道徳教育基礎理論の探求(1)」 『兵庫教育大学研究紀要』第 14 巻, 109-123
- 渡邊満 (2013) 『「いじめ問題」と道徳教育－学級の人間関係を育てる道徳授業－』ERP ブックレット, 株式会社 ERP
- 渡邊満・田野武彦 (2001) 「コミュニケーション的行為理論による道徳教育基礎理論の探求(2)－自己形成トポスとしての『教室という社会』の再構築－」 『兵庫教育大学研究紀要』第 21 巻, 23-35
- 渡辺弥生 (2006) 「ソーシャルスキルの発達と対人行動を促進するサイコ・エデュケーションの効果」, 『法政大学文学部紀要 (54)』, 77-94
- 渡辺弥生 (2014) 「学校予防教育に必要な『道徳性・向社会的行動』の育成」 『発達心理学研究』第 25 巻, 第 4 号, 422-431

付記

本研究は JSPS 科研費の課題番号 JP17H02697, JP20K14097 の助成を受けたものです。